

# 租税特別措置等に係る政策評価の点検結果 (令和4年度)

**令和4年11月**

**総務省行政評価局**

# 租税特別措置等に係る政策評価の点検結果について

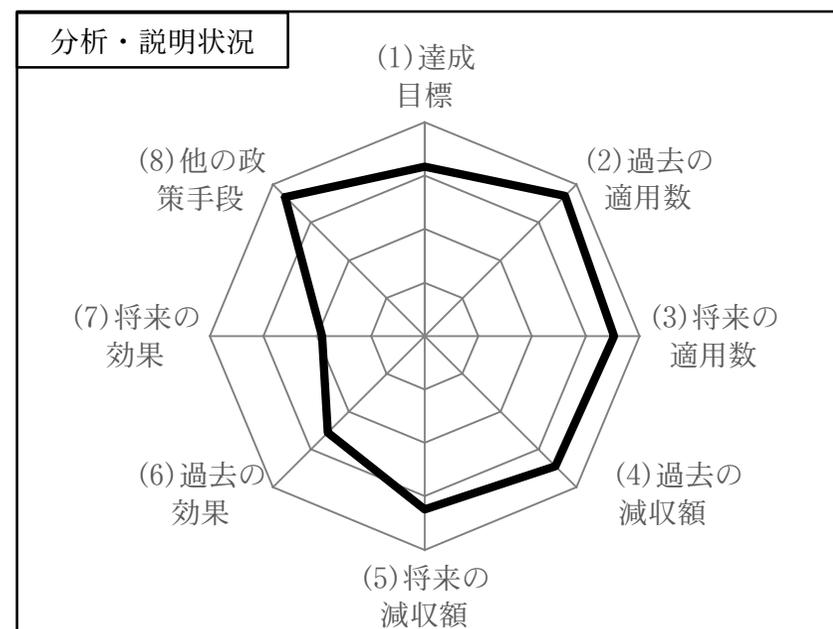
- 総務省は、各府省が行った令和5年度税制改正要望に係る**政策評価43件**の内容を点検し、その結果を取りまとめ、税制当局を始めとする関係府省に通知した。

※ 43件の内訳は、内閣府1件、金融庁3件、厚生労働省4件、農林水産省3件、経済産業省12件、国土交通省17件、環境省1件、防衛省2件

- 今年度の点検は、政府全体で進められているEBPM（エビデンスに基づく政策立案）の取組も踏まえ、租税特別措置等の「達成目標」「適用数」「減収額」「効果」「他の政策手段」の各項目について、評価書で十分な分析・説明等がなされているかを中心に行った。

- 点検結果については、定量的なデータによって分析されているか否かなど差はあるものの、「効果」を中心として、**分析・説明の程度が不十分なものが点検後においても一定数みられる状況**

⇒ 個別具体の例は2ページ以降参照



※ この図は、評価書ごとに各項目の点検結果を点数化し、集計したものの。詳細は結果報告書参照

※ なお、点検は、各行政機関が実施した評価について行うものであり、租税特別措置等の要否そのものは判断していない。

- **達成目標が定量的に設定されておらず、達成目標の将来の実現状況（効果）について、算定根拠が明らかにされていない。**

## 《経産07》特定事業継続力強化設備等の特別償却（中小企業防災・減災投資促進税制）の拡充及び延長（2年）

（法人税、法人住民税、法人事業税）

措置の内容：特定中小企業者等が、特定事業継続力強化設備等の取得等をした場合、取得価額の20%（令和5年4月1日以降に取得等をする場合は18%）の特別償却

### 政策目的

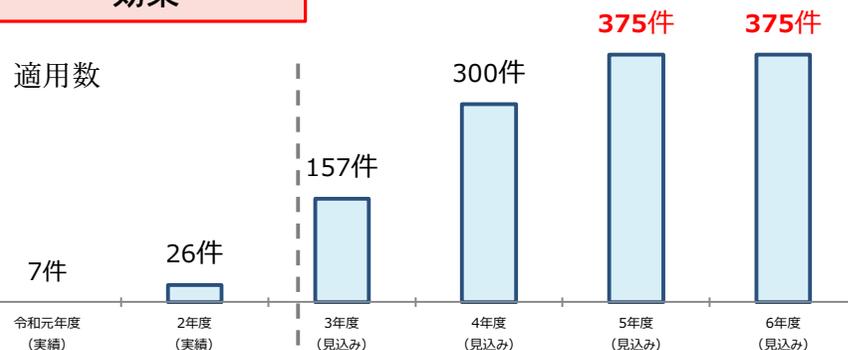
中小企業が、自然災害等発生時において事業継続を図る能力を強化するために行う、事前対策を促進する。

### 達成目標

中小企業が、自然災害等の発生時における事業継続を図る能力を強化し、防災・減災効果を獲得する。

### 効果

適用数



### 【将来の効果（達成目標の実現状況）】

税制の適用数については、令和元年度～3年度における認定事業者のうち、中小企業防災・減災投資促進税制の活用予定者は約2%であることを考慮すると、令和4年度には300件の活用が予測できる。

さらに、令和5年度、6年度においては、令和4年度の推計値に対象拡充による適用数75件（ヒアリングにより推計）を加え、375件と予測できる。

### 総務省の指摘趣旨

達成目標の目標値及び測定指標が定量的でないため、措置が有効であったのか否か事後的に検証できない。

ヒアリングの内容やそれを用いてどのように推計されたのか明らかでない。

※ 租特評価を適切に行うためには、達成目標を定量的に設定し、事後的に、当初の政策目的が既に達成されているか検証可能なものとする必要がある

- **定量的な効果の把握・予測が不十分で、租税特別措置等が目標達成に向けて効果があるのか明らかにされていない。**

《国交15》長期保有土地等に係る事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の延長（3年）（法人税、法人住民税、法人事業税）  
 措置の内容：長期保有（10年超）の土地等を譲渡し、新たに事業用資産（買換資産）を取得した場合、譲渡した事業用資産の譲渡益について課税の繰延べ

### 政策目的

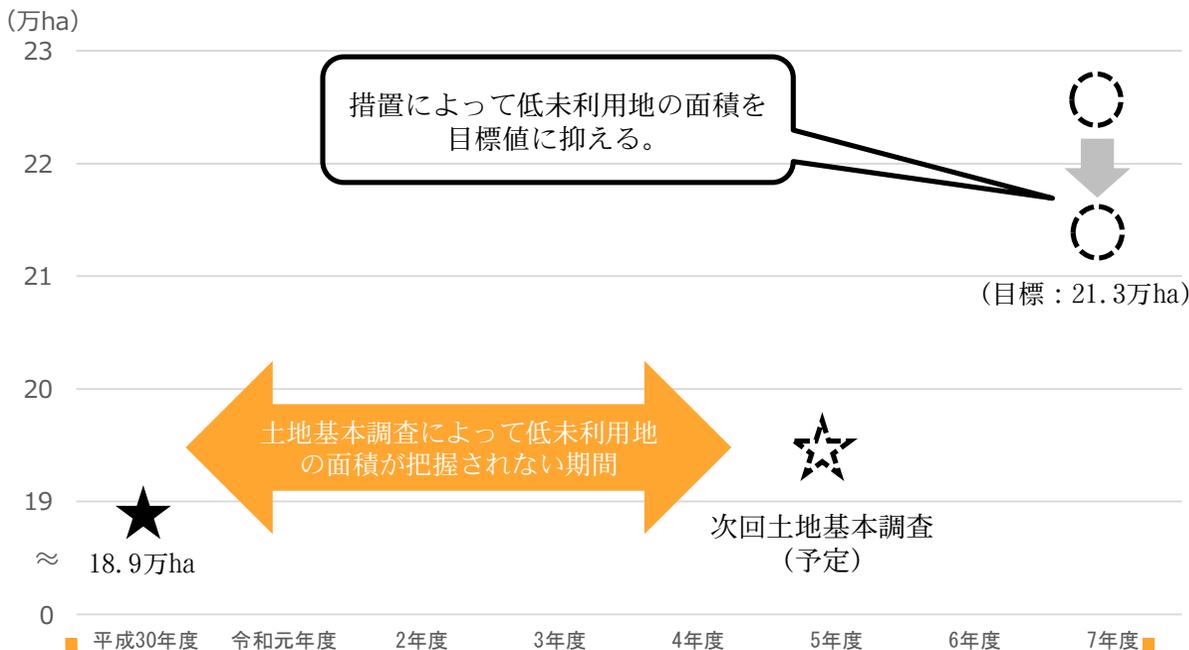
企業の生産性向上、国内の産業空洞化防止、土地取引の活性化を通じた土地の有効利用、不動産ストックの価値向上や地域活性化を実現し、もってコロナ禍からの経済活動の回復を確かなものとするとともに、新陳代謝と多様性に満ちた裾野の広い経済成長の実現を図る。

### 達成目標

法人及び世帯が所有する宅地などに係る低未利用地（空き地等）の面積（令和7年度：21.3万ha）

→ 低未利用地の面積を目標値以下に抑える。

### 効果



### 総務省の指摘趣旨

効果について、5年に1度実施される土地基本調査によって把握されているため、平成30年度を除いて示されておらず、何らかの工夫の検討を行うことが課題

- 過去又は将来の適用数が10件未満と僅少である租税特別措置等について、それが目標の達成に十分に寄与することが明らかにされていない。

《厚労02》生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長

(法人税、法人住民税、法人事業税)

措置の内容：生活衛生同業組合(出資組合に限る。)及び生活衛生同業小組合が策定する振興計画に基づく共同利用施設(一の共同利用施設の取得価額が400万円以上のものに限る。)に係る特別償却

達成目標

生活衛生同業組合等の共同利用施設数の増加を通じ、生活衛生関係営業者の経営基盤の安定・強化を図り、令和6年度における生活衛生関係営業の業況判断DIがプラスに改善することを目標とする。

なお、新型コロナウイルス感染症による影響が緩和することが必要となる。

適用数



《国交02》関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長(法人税、法人住民税、法人事業税)

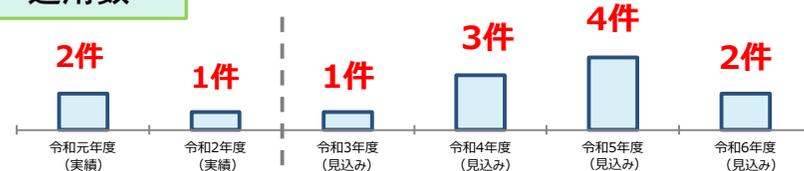
措置の内容：関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設のうち、研究所用施設に係る建物及び附属設備並びに機械及び装置で一定の規模以上の償却資産に係る特別償却

達成目標

本特例措置の適用期間の最終年度にあたる令和6年度末までには、施設立地数を162施設とすることを目標とする。

なお、最終的には学研都市の集積メリットを発揮するため、施設整備率(令和3年度末までにおおむね54%)を都市全体でおおむね60%以上とすることを目標とする。

適用数

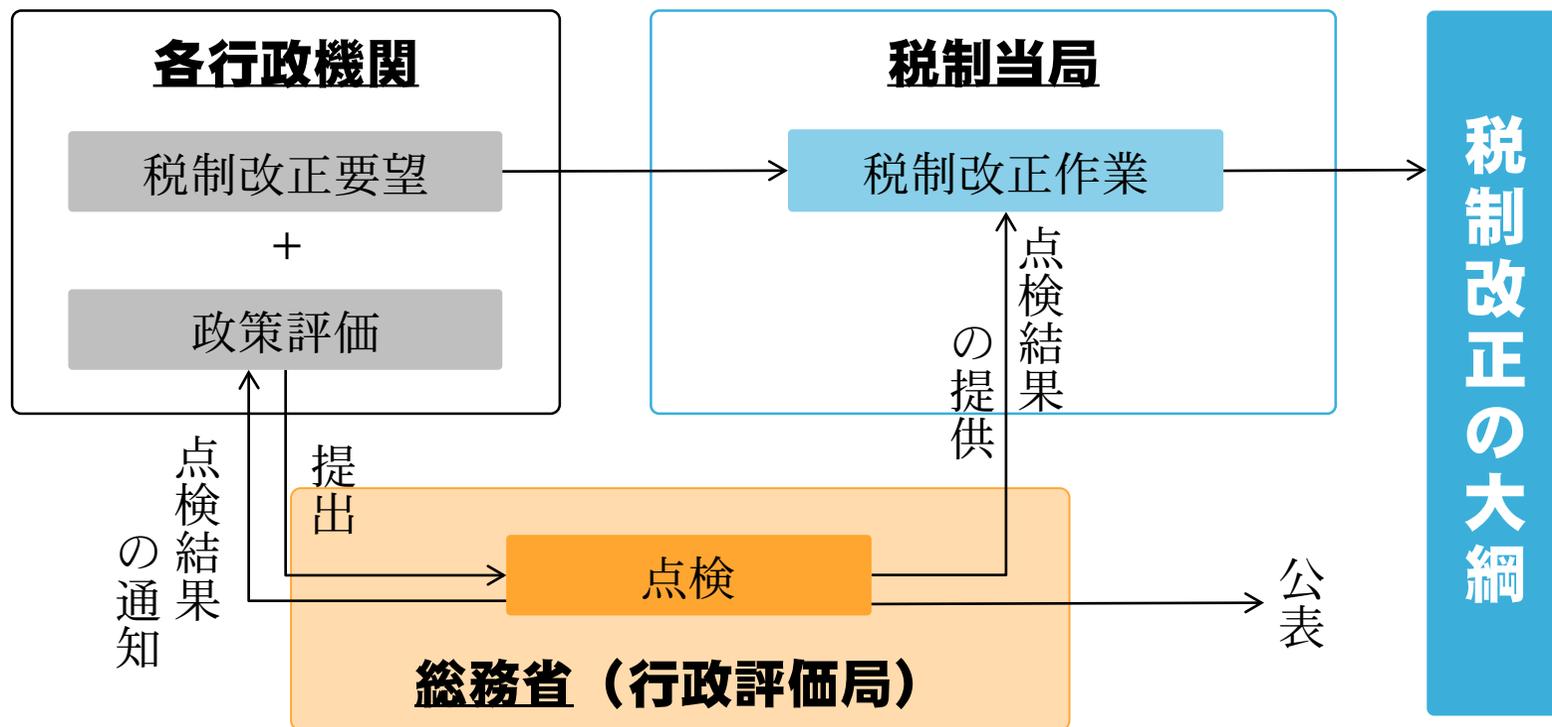


総務省の指摘趣旨

適用件数が非常に少ないにもかかわらず、当該措置が達成目標の実現に引き続き有効な手段であるとする説明が不十分

## 【参考】租税特別措置等の評価と点検の流れ

租税特別措置等に係る政策評価は、政府による国民への説明責任を果たすとともに、政策の改善に資するために、平成22年度税制改正から導入されたもの



(参考) 租税特別措置等に係る事前評価の対象

[義務] 法人税(国税)、法人住民税・法人事業税(地方税)関係の措置      [努力義務] 左記以外の税目関係の措置

※ 評価は、税負担を軽減・繰延べする租税特別措置等が義務付けの対象。税負担を加重するものは努力義務の対象

※ 義務付けの対象は政策評価法及び同法施行令により、努力義務の対象は「政策評価に関する基本方針」(平成17年12月16日閣議決定)により規定

※ 総務省は、各行政機関に評価の実施が義務付けられている法人税、法人住民税、法人事業税関係の措置に係る事前評価を重点的に点検